

# 少年

第442号(1) 令和5年1月(睦月)発行



山梨県警察本部  
生活安全部 少年・女性安全対策課  
甲府市丸の内1-6-1  
055-221-0110 内線3082  
少年対策官 北原宏明

## 「おせち」に込められた願い

明けましておめでとうございます。2023年が始まりました。本年が皆さまにとって心も体も健康で穏やかに過ごせる年となりますように、そして世界中のすべての方が平和に過ごせる年となりますようにお祈り申し上げます。また、今年は卯（うさぎ）年です。皆様がうさぎのようにぴょんぴょんと飛躍できる年となりますように重ねてお祈り申し上げます。

さて、みなさんは今年のお正月をどのように過ごしましたか？コロナ禍でしたが行動制限のないお正月だったので、ふるさとへ帰省して過ごしたという方もいれば、久しぶりに帰省してきた親類と一緒に過ごしたという方もいることでしょうか。今年過ごしたお正月を振り返って、お正月を象徴するものをいくつか思い浮かべてみてください。「門松」「しめ縄」「鏡餅」「年賀状」「初日の出」「初詣」「福袋」「お年玉」等お正月を象徴するものにはさまざまあります。ここに列挙したものは、昔から脈々と現在に受け継がれている日本のお正月を象徴するものです。このようにお正月は日本伝統の年中行事ですが、最近、お正月の様子が以前と随分様変わりしていると感じることがあります。私が子どもの頃は多くの車がしめ縄をつけていましたが、今ではほとんど見かけない光景となりました。また、三が日は多くの店舗が休業しており、とりわけ元日はほとんどの店舗が休業していましたが、現在では元日から営業する店舗も増えています。

以前に本紙でも書きましたが、伝統とは「型にはまったものを変えないで維持していくものではなく、新たな発想を加え、形を常に変化させ続けていくもの」です。お正月も時代の変化に伴ってその有り様はこれからも変わっていくことでしょう。しかし、先ほど挙げた日本のお正月を象徴するものについては、その存在や存在意義について、次の世代へと引き継ぎ残していきたいものです。

先ほど挙げたもの以外に日本のお正月で後世に引き継ぎ残していきたいものがもう1つあります。それは「おせち」です。今年のお正月にも食べた方も多いことと思いますが、みなさんは「おせち」の具材には、新年にふさわしい願いが込められていることをご存じですか？

黒豆・・・まめまめしく働けるように

昆布巻き・・・「よろこぶ（喜び）」という語呂合わせ

栗きんとん・・・黄金色が宝のようなので、豊かな年になるように

数の子・・・数の子はニシンの卵なので、二親（にしん）つまり二人の親から大勢の子が出るという言葉をかけ、子孫繁栄を願う

田づくり・・・鰯（イワシ）の稚魚を用いてつくる田づくりは、江戸時代に畑の肥料（干鰯「ほしか」）に使用できるほどたくさん獲れたので、五穀豊穰を願う

かまぼこ・・・かまぼこの赤色は喜びやめでたさ、白色は神聖さをあらわしています

ぶり・・・ぶりは出世魚なので、将来出世できるように

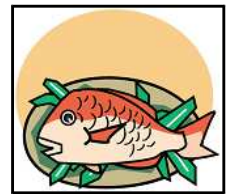
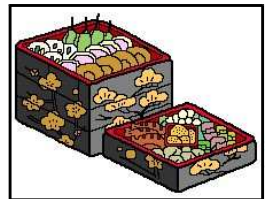
鯛・・・鯛は「めでたい」との語呂合わせ

海老・・・海老のように背中が丸くなるまで長生きができるように

蓮根・・・蓮根に穴が開いているところから先々の見通しがきくように

里芋・・・親芋から子芋がたくさんできることから子孫繁栄を願う

※それぞれの具材に込められた意味には諸説あります



これからはじまる2023年。先々の見通しをもって、まめまめしく働いたり学習することで実り多き豊かな1年にしましょう。今年も昨年に引き続き「少年」のご愛読、どうぞよろしくお願いいたします。

## 「わたしたちのまちのおまわりさん」

第31回全国小学生作文コンクール「わたしたちのまちのおまわりさん」に、低学年が69名、高学年が14名の合計83名の児童から作品を提出していただきました。提出していただいた小学校及び児童の皆さまには感謝申し上げます。審査の結果、甲府市立千塚小学校5年生の山下英大さんが「ぼくを助けてくれたおまわりさん」で内閣総理大臣賞に次ぐ国務大臣・国家公安委員会委員長賞を受賞しました。山梨県内の児童がこの賞を受賞したのは15年ぶりで3人目の受賞者となります。この受賞に対して心より拍手を送りたいと思います。

来年度も山梨県内から山下さんのように素晴らしい賞を受賞できますように、より多くの小学校そしてより多くの児童が作品を提出していただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。



## たかが万引き それはとんでもない思い違い



見つかったらお金を払ったり、  
返したりすればいい

**NO!** 犯した罪は消えません  
万引きは窃盗罪です。その行為をして  
しまえば、代金を払っても、品物を返し  
ても罪は消えません。

見張り役なら万引きしたことになる

**NO!** 犯罪です  
刑法第60条には「二人以上共同して  
犯罪を実行したものは、すべて正犯とす  
る」と定められています。正犯とは主犯  
のことです。

安いものなら見逃してもらえる

**NO!** 社会の対応は厳しい  
店の対応は「説諭の上、放免」や「家  
庭に連絡」から「警察に通報」が増えて  
います。

店はもうけているから影響はない

**NO!** 万引きで倒産する店もあります  
例えば、書籍1冊あたりの利益は代金  
の20%程度といわれています。1冊盗  
まれば、その穴埋めをするためには、  
4,5冊の本を売らなければなりません。

## 社会のルール 「罪を犯せば罰がある」

### 侮辱罪

1年以下の懲役もしくは禁錮または30万円以下の罰金

インターネット上に人の悪口や誹謗中傷などを書き込ことは犯罪です。誹謗中傷は、重大な人権侵害にあたり、命を落とす事例が相次ぎ、令和4年に厳罰化されました。

### 名誉毀損罪

3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金

インターネットの掲示板などに、実名を出したり、その人だと特定できるような表現で書き込みをしたりすることは犯罪です。

### 恐喝罪

10年以下の懲役

相手を取り囲むなどして恐怖心をあおり、金品を出させることは犯罪です。「お金を貸してって言っただけ」の言い逃れは社会のルールでは通りません。

### 傷害現場助勢罪

1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料

暴力をふるって相手を負傷させている人に「もっとやれ」などと声をかけていることも犯罪です。友人等が傷害を犯しそうなときは断固として止めるべきです。

### 占有離脱物横領罪

1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料

長い間、自転車が放置されていてもそれを拾って使うことは犯罪です。持ち主が分からないものを見つけたら警察に届けましょう。